

建築基準法第86条の2第1項の規定により次の公告認定対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物を認定しましたので、同条第6項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部指導課において、一般の縦覧に供します。

平成16年5月12日

京都市長 榎本 頼兼

認定番号	認定年月日	一団地の位置
11-002	平成16年5月6日	京都市山科区勸修寺堂田13番地16から13番地20まで、15番地1、42番地1、48番地3から48番地6まで、58番地4、58番地7、58番地8、60番地3、61番地9、61番地10、85番地、86番地、88番地、91番地、93番地、94番地、96番地、100番地、104番地、105番地、148番地、164番地、165番地、169番地、170番地、172番地、174番地、176番地、182番地から184番地まで、195番地、197番地、198番地、202番地、204番地、208番地、215番地及び217番地、同区勸修寺西金ヶ崎23番地6、23番地8、26番地1、26番地5、29番地3、29番地5、100番地46、104番地12、104番地16、104番地20、104番地23、118番地、140番地、142番地及び145番地並びに同区勸修寺柴山8番地264

(都市計画局建築指導部指導課)